

# 訪問介護型サービス 算定構造

令和6年6月施行版

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(※)	B 特別地域加算	C 中山間地域等における小規模事業所加算	D 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
A 訪問介護型サービス費(Ⅰ)	週1回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者 (1月につき 1,176単位、1日につき 39単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の50以上の場合(事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	+15/100	+10/100	+5/100	
A 訪問介護型サービス費(Ⅱ)	週2回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者 (1月につき 2,349単位、1日につき 77単位)							
A 訪問介護型サービス費(Ⅲ)	週2回を超える程度の訪問介護型サービスが必要とされた者 (1月につき 3,727単位、1日につき 123単位)							
E 初回加算	(1月につき +200単位)							
F 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)							
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)							
G 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))							
H 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数 × 245/1000)	注 所定単位数は、AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の合計						
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数 × 224/1000)							
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数 × 182/1000)							
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数 × 145/1000)							
	(5)介護職員等処遇改善加算(V)							(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数 × 221/1000)
								(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数 × 208/1000)
								(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数 × 200/1000)
								(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数 × 187/1000)
								(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数 × 184/1000)
								(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数 × 163/1000)
								(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数 × 163/1000)
								(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数 × 158/1000)
								(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数 × 142/1000)
								(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数 × 139/1000)
								(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数 × 121/1000)
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数 × 118/1000)								
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数 × 100/1000)								
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数 × 76/1000)								

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

□ : 支給限度額管理の対象外の算定項目

(※) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。

(※) 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 生活支援訪問型サービス 算定構造

令和6年6月施行版

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未実施減算	B 特別地域加算	C 中山間地域等における小規模事業所加算	D 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
A 生活支援訪問型サービス費 (生活援助のみ)	週1回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者 (1月につき 943単位) 週2回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者 (1月につき 1,884単位) 1月に身体介護が伴うサービスと生活援助のみのサービスが必要とされた場合 等 (1回につき 236単位)※月8回上限	-1/100	-1/100	+ 15/100	+10/100	+5/100
A 生活支援訪問型サービス費 (身体介護が伴う)	週1回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 1,060単位) 週2回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 2,116単位) 週3回の身体介助が伴うサービスが必要とされた者 (1月につき 3,175単位) 1月に身体介護が伴うサービスと生活援助のみのサービスが必要とされた場合 等 (1回につき 265単位)※月12回上限					
E 初回加算	(1月につき +200単位)					
F 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)					
G 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))					
H 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位数 × 245/1000) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位数 × 224/1000) (3)介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき 十所定単位数 × 182/1000) (4)介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき 十所定単位数 × 145/1000) (一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき 十所定単位数 × 221/1000) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき 十所定単位数 × 208/1000) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき 十所定単位数 × 200/1000) (四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき 十所定単位数 × 187/1000) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき 十所定単位数 × 184/1000) (六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき 十所定単位数 × 163/1000) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき 十所定単位数 × 163/1000) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき 十所定単位数 × 158/1000) (九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき 十所定単位数 × 142/1000) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき 十所定単位数 × 139/1000) (十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき 十所定単位数 × 121/1000) (十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき 十所定単位数 × 118/1000) (十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき 十所定単位数 × 100/1000) (十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき 十所定単位数 × 76/1000)					
I 事業所等連携加算	(+100単位)					
J 軽度化加算	(+300単位)					
K 自立化加算	(+500単位)					

注  
所定単位数は、AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の合計

※利用者負担なし(給付率100%)  
※利用者負担なし(給付率100%)

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目  
□ : 支給限度額管理の対象外の算定項目

(※) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。  
(※) 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
(※) 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。